

鳥取県補助金等審査会（産地強化プラン審査会）運営要綱

制定 令和6年4月26日付第202400027534号

鳥取県農林水産部長通知

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等審査会（産地強化プラン審査会）（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものである。

（審査する事項）

第2条 審査会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1で定める事項について審査するものとし、その具体的な内容は、ともに目指す！産地強化支援事業実施要領（令和6年3月22日付第202400001326号農林水産部長通知。以下「産地強化事業要領」という。）の5の(2)及び(4)並びに12の(1)の規定に基づき、地域農業振興方向をまとめた基本計画及び地域の農業者等との合意形成を基礎として作成する、農業を活性化することを主眼としたプランに関する事項とする。

（組織）

第3条 審査会は、原則として委員5人をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、その審査する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、任命の日から任命の日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5条 審査会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審査会の会議は、農林水産部長が招集し、委員長がその議長となる。

2 前項の会議は、原則として基本計画の審査にあつては6月から8月までの間に、プランの審査にあつては12月から翌年1月までの間に開催する。ただし、必要に応じて開催時期の変更、追加開催、現地調査を行うことができる。

3 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（基本計画審査）

第7条 産地強化事業要領に基づき申請された基本計画を審査対象とする。

2 審査会においては、原則として基本計画策定主体が当該基本計画の説明（プレゼンテーション）を行い、委員がこれを審査する。

3 審査会は、審査対象の基本計画について、別に定める産地強化審査基準（以下「審査基準」とい

う。)に基づき、採択の適否を決定する。

(プラン審査)

第8条 産地強化事業要領に基づき申請されたプランを審査対象とする。

- 2 審査会においては、原則としてプラン策定主体が当該プランの説明(プレゼンテーション)を行い、委員がこれを審査するものとする。
- 3 審査会は、審査対象のプランについて、別に定める審査基準に基づき、認定の適否を決定する。

(中間評価及び現地調査)

第9条 審査会は、過年度に認定したプランの実施状況について、必要に応じて報告を求めることができることとし、プラン期間の中間年(3年目)を目安に、プランの取組状況、目標達成状況の点検・評価(以下「中間評価」という)を行うものとする。なお、中間評価については、取組の適否を判定するものではなく、必要に応じて取組の改善を求めるなど、プラン目標の達成に向けた点検と助言の機会とする。

- 2 審査会は、プランの実施状況の把握及び審査等の参考にするため、必要に応じて現地調査を行い、プランの策定主体等に説明を求めることができることとする。

(審査結果)

第10条 産地強化事業要領に基づき、農林水産部長が申請者へ審査結果、概要を通知する。

- 2 個々の委員の審査結果は、公表しない。

(事務局)

第11条 審査会の事務を処理するため、農林水産政策課に事務局を置く。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月26日から施行する。
(鳥取県補助金等審査会(がんばる地域プラン審査会)運営要綱の廃止)
- 2 鳥取県補助金等審査会(がんばる地域プラン審査会)運営要綱(令和3年10月29日付第202100192096号鳥取県農林水産部長通知)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 第2条の規定にかかわらず、がんばる地域プラン事業実施要領(平成24年3月29日付第201100200469号鳥取県農林水産部長通知)に基づき認定されたプランの中間評価、現地調査及びプランの内容変更については、審査会で審査する事項とする。